

2019年度 奨学生募集要項

1. 趣旨

学業が優れ、かつ、品行方正で勉学に熱意がありながらも、経済的理由により就学が困難な学生に対し、奨学援助に関する事業を行い、次代を担う有望な人材の育成をはかり、社会の発展、福祉に寄与するため奨学金を給付いたします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は以下の通りです。

- (1) 奨学金は給付として、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、給付の対象とします。

3. 応募資格

次のいずれにも該当すると認められる者としてします。

- (1) 2019年4月、日本国内にある大学院(*1)、大学、短期大学(*2)、専門学校(*3)、大学校・専門校(*4)に新たに進学した新1年生(大学3年次編入学も対象)。但し、原則入学時年齢25歳以下とする。
 - *1 大学院 : 修士課程または博士前期課程の2年の課程に限る
 - *2 短期大学 : 2年以上の学部・学科に限る。
 - *3 専門学校 : 2年以上の専門課程コースがある学校に限る。
 - *4 大学校、専門校 : 職業能力開発促進法に基づき設置される施設とする。但し、2年以上の学部・学科に限る。
- (2) 「ものづくり」に関連する学部(工学部、理工学部等)、または、「福祉」に関連する学部(看護学部、社会福祉学部等)で学ぶ者。
- (3) 学業が優れ、品行方正で勉学に熱意があると認められる者。
- (4) 経済的理由により就学が困難と認められる者。
- (5) 日本国籍を有し、日本国内に居住する者。

4. 奨学金の額、期間及び給付の方法

(1) 給付金額

- ・大学院生 月額 25,000 円 (年間給付額 300,000 円)
- ・大学生 月額 25,000 円 (年間給付額 300,000 円)
- ・短期大学生 月額 20,000 円 (年間給付額 240,000 円)
- ・専門学校生 月額 20,000 円 (年間給付額 240,000 円)
- ・大学校生、専門校生 月額 20,000 円 (年間給付額 240,000 円)

(2) 給付の期間

- ・大学院生 2年間
- ・大学生 4年間(3年次編入学は2年間)
- ・短期大学生 2年間または3年間
- ・専門学校生 2年間、3年間または4年間
- ・大学校生、専門校生 2年間または4年間
- ・給付の期間は、正規の最短終業年限の終期までとする。

(3) 給付の方法

原則として、年間給付額を2回に分けて、7月(4~9月分)、12月(10~3月分)の一定日に、直接本人名義の口座に送金し給付します。

5. 採用人数

2019年度は、15名程度の採用を予定しています。

6. 応募手続き

(1) 提出書類

① 奨学生願書(様式1)

② 成績証明書

・応募時現在の最終学歴の学業成績証明書(高校、大学等で作成するもの)

③ 在学証明書

・入学校が作成するもの

④ 住民票

・同一世帯内全員分の記載のあるもの(マイナンバーの記載のないもの)

⑤ 所得を証明する書類

・家計支持者(父母、父母に代わり家計を支えている人)の2018年の所得を証明する書類

・給与所得者の場合は、2017年の源泉徴収票のコピー、給与所得者以外の場合は、2017年の確定申告書の控えのコピー

・同一人で2種類以上の所得がある場合には、該当する全ての証明書のコピー

⑥ 課題作文

・2018年度課題「進学のと目的と将来の抱負」

(応募者本人の手書きによるもの、指定原稿用紙(400字)1枚)

⑦ 個人情報取り扱いに関する同意書(様式2)

(2) 提出方法

必要書類を揃えて奨学会事務局宛郵送してください。直接の持込は受けません。

(3) 応募受付期限

2019年5月24日(金)(奨学会事務局必着)

(4) 提出先

〒373-0012 群馬県太田市清原町13番地16

公益財団法人 清国奨学会 事務局

7. 選考方法

書類、課題作文のみで選考するものとします。

原則面接等はおこないません。

8. 決定及び通知

(1) 奨学生の決定は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行い、採用・不採用に拘わらず、その結果を本人に通知します。

(2) 選考の結果は、2019年6月28日(金)までに通知します。

(3) 選考の経過及び決定の理由については公表しません。

(4) 選考結果については、当該校にも通知します。

(5) 応募書類は、採用不採用などの理由の如何にも関わらず返却はしません。

9. 奨学生の義務

- (1) 奨学生として採用された場合には、直ちに宣誓書を理事長宛てに提出しなければならない。
- (2) 奨学生は、5月に成績証明書並びに在学証明書（当年4月1日以降発行のもの）、11月に在学証明書（当年10月1日以降に発行されたもの）を理事長宛てに提出しなければならない。
- (3) 奨学金の給付を受けた時は、その都度受領書を提出しなければならない。
- (4) 当財団の奨学金給付規定その他の規定を守り、当財団ならびに在学校の指示に従わなければならない。

10. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の給付を休止、停止、又は打ち切ることがあります。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 退学したとき、又は転学したとき
- (3) 原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 正規の最短修業年限で卒業の見込がなくなったとき
- (5) 学業成績、又は性向が不良となったとき
- (6) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき、又は在 schools で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (9) 奨学金受給時の受領書提出が遅れたとき。その他、奨学生としての義務を怠ったとき
- (10) その他奨学生としての支給対象資格を失ったとき

11. その他

応募の前に、必ず当財団の奨学金制度について詳しい内容を確認してください。

12. 連絡先

ご不明な点がありましたら、以下までご連絡ください。

群馬県太田市清原町13番地16 清国産業株式会社内

公益財団法人 清国奨学会 事務局

Tel 0276-37-8011

公益財団法人清国奨学会奨学生願書

2019 年 月 日

公益財団法人清国奨学会
理事長 清水 国泰 様

貴財団の奨学生として採用いただきたく関係書類を添えて出願いたします。
尚、以下に記入した事項に相違ありません。

写真添付
(4cm×3cm)

本 人 氏 名 印
(本人記入) _____

ふりがな	性 別	生年月日
氏 名	男 ・ 女	年 月 日 (満 歳)
E-mail (PC)		
E-mail (モバイル)		
ふりがな	電話番号	
現住所	〒	自宅 - - 携帯 - -
ふりがな	電話番号	
連絡先 (帰省先)	〒	自宅 - -
在 学 校	在 学 校 名 ・ 学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 を 記 入 し て く だ さ い	

○ 学歴・職歴等 (中学卒業から記入)

年	月	学歴・職歴等

(様式 2)

公益財団法人清国奨学会

理事長 清水 国泰 様

同 意 書

私は、個人情報保護法及び貴奨学会の定める個人情報保護に関する基本方針に基づき、選考及び採用後、人事情報管理の目的のために、私の個人情報を保有し、使用することを同意致します。

年 月 日

署 名

印

願書提出についての注意事項

《 奨学生願書 》

1. 奨学生願書について
 - (1) 公益財団法人清国奨学会（以下「当財団」という。）指定用紙を使用し、必ず本人が記入してください。代筆は無効となります。
 - (2) 必要事項は黒色ボールペンで記入してください。「消せるボールペン」は使用しないでください。
 - (3) 指定用紙はコピー又はホームページから取得してください。
2. E-mail アドレスについて
 - (1) PC 及びモバイルの E-mail アドレスを記入してください。
願書提出時に PC アドレスをお持ちでない場合は、記入不要です。
 - (2) 当財団と奨学生の連絡については、原則パソコンからのメールにて行います。奨学生として正式採用となり、PC 用アドレスをお持ちでない場合には、新規アドレスの取得をお願いします。
3. 学歴・職歴等について
 - (1) 中学校卒業から現在までの学歴を記入してください。
 - (2) 職歴がある場合には、職歴も記入してください。
4. 家族状況について
 - (1) 同一の住居に居住し、生計を一にしている方全てを記入してください（祖父母含める）。
 - (2) 次の場合は、別居していても同一の家族として記入してください。
 - ・通学等の関係で自宅（親元）を離れて居住しているとき。
 - ・父母または、父母に準じて家計を支えているが、勤務地の関係で別居しているとき。
 - ・別居していても家計を補助したり又は、家計から補助を受けたりしている方がいるとき
 - ・同居している祖父母等が、病気療養等のために一時別居しているとき。
 - (3) 「続柄」は応募者本人からみた関係を、「年齢」は応募時現在で記入してください。
 - (4) 「所得の種類」は、給与、年金、商業、工業、林業、水産業、農業、その他の区分で該当するものを記入してください。同一人で2種類以上の所得がある場合には、該当するもの全て記入してください。
 - (5) 給与所得者の場合は、「給与収入（控除前）」に記入してください。給与所得以外に所得がある場合には、「給与以外の収入」に総所得金額（基礎控除等の「所得控除」を行う前の金額）を記入してください。
 - (6) 家計支持者（父母、父母以外の場合は代わって家計を支えている人）の2018年の収入金額を証明する種類を添付してください。（「源泉徴収票」のコピー、「確定申告書」写しのコピー、その他公的機関発行の所得を証明できるもの）また、同一人で2種類以上の所得がある場合には、該当する全ての証明書のコピーを提出してください。
5. 他の奨学金への併願・併給状況について
 - (1) 他の奨学金に併願または併給している場合には、「有」を○で囲んでください。
無い場合には「無」を○で囲んでください。
 - (2) 併願・併給がある場合には、その奨学金名を記入してください。

6. 出願理由について
出願動機を含め、家庭事情など選考に当たり特に知ってもらいたい事項等について、自由に記入してください。

《 課題作文 》

1. 課題作文は、当財団指定の原稿用紙に自筆で記述してください。パソコン等を使用し記述された場合は無効とします。
2. 黒色ボールペンで記述してください。「消せるボールペン」は使用しないでください。
3. 字数の制限は、400字以内とします。

《 個人情報取扱いに関する同意書 》

「個人情報保護に関する基本方針」の内容を確認してください。内容確認後、同意書（様式2）に署名捺印してください。

《 提出書類 》

1. 当財団指定の奨学生願書
2. 成績証明書
・応募時現在の最終学歴の成績証明書を提出してください。
(応募時現在の最終学歴が高校の場合は、卒業した高校の成績証明書となります)
・但し、大学院生の場合は、大学4年次の成績証明書を提出してください。
3. 在学証明書
入学校が発行する在学証明書を提出してください。
4. 住民票
・同一世帯全員の記載のあるもの
・応募者本人の住民票を移動した場合は、本人の住民票も提出してください。
・マイナンバーの記載のないものを提出してください。
5. 所得を証明する書類
家計支持者（父母、父母以外の場合は代わって家計を支えている人）の2018年の収入金額を証明する種類を添付してください。（「源泉徴収票」のコピー、「確定申告書」のコピー、その他公的機関発行の所得を証明できるもの）
6. 課題作文
2019年度課題「進学のと将来の抱負」
7. 個人情報取扱いに関する「同意書」

《 提出書類の送付 》

本人が書類を揃えて当財団事務局宛てに郵送で送ってください。
事務局に直接の持込は受けません。

【 送付先 】

〒373-0012
群馬県太田市清原町13番地16
公益財団法人 清国奨学会 事務局

《 応募書類受付期限 》

2019年5月24日(金)

受付期限までに当財団事務局宛に郵送にて送付してください。

直接の持ち込みは受け付けません。

《 奨学生の選考方法 》

1. 提出書類・作文のみで選考するものとし、原則面接等はありません。
2. 奨学生の決定は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行い、その結果を奨学生本人に通知します。また、当該校に対しても選考の結果を通知します。
3. 選考の結果は、遅くとも2019年6月28日(金)までに通知します。

《 その他 》

応募の前に、必ず当財団ホームページ (<http://www.kiyokuni.or.jp>) 等で当財団奨学金制度について詳しい内容を確認してください。

ご不明な点がありましたら当財団事務局へお問い合わせください。

〒373-0012

群馬県太田市清原町13番地16 清国産業株式会社内

公益財団法人 清国奨学会 事務局

Tel 0276-37-8011

個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人清国奨学会（以下「当財団」という。）は、個人情報の保護に関する法律並びに関連する各種法令及び関係省庁のガイドライン等を遵守し、また個人の人格を尊重する見地から、当財団が取扱う個人情報を適正に取扱うため、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集
個人情報について、適切かつ公正な手法により取得します。
2. 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、奨学生の選考、選考結果の連絡及び公表、奨学金の給付、奨学生の現況確認等、当財団の奨学金給付規定等に定める奨学事業に関連する業務を遂行するために利用します。
3. 個人情報の開示
当財団は、利用目的及び法令に規定されている場合を除き、個人情報を予め本人の同意を得ることなく、第三者には提供しません。
4. 個人情報の委託
当財団は、奨学金の給付等の業務を遂行するために、個人情報の取扱いを第三者に委託することがあります。委託する場合には、安全管理が図られるよう適切に対処します。
5. 個人情報保護の維持・改善
当財団は、個人情報保護に関する本方針及び内規等を周知徹底させるため、役職員等に対して教育、研修を行います。本方針は適宜見直しを行い、継続的改善に努めます。
6. 個人情報の適正管理
当財団は、応募者からご提供頂きました個人情報について、漏洩、紛失、毀損等の事態が生じないように、適切な安全管理措置を講じます。
7. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去
当財団は、ご本人からの個人情報について開示・訂正・利用停止・消去等のあった場合には、法令に従い速やかに対応します。
8. 個人情報に関する問い合わせ窓口
〒373-0012
群馬県太田市清原町 13 番地 16 清国産業株式会社内
公益財団法人 清国奨学会 事務局
Tel 0276-37-8011